

軽・中等度難聴児の補聴器購入費の一部を助成します。(柏崎市軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事業)



身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児の言語習得やコミュニケーション能力の向上を図るため、補聴器購入費用の一部を助成します。

dB (ヘバル)	障害	聞こえの程度
0	聴者	
10		
20		
30	軽度難聴	静かな会話
40		
50	中度難聴	普通の話し声
60		
70	高度難聴	大きな声の会話
80		
90		
100	ろう	耳元での叫び声
110		
120		

↑ 助成対象 ↓

↑ 身体障害者手帳の対象 ↓

対象者

身体障害者手帳の交付対象とならない者で次のいずれにも該当する18歳未満の難聴児

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上
ただし、医師が難聴の状態により、補聴器の装用が必要であると認められた場合は、この限りではありません。
- (3) 補聴器の装用により、言語習得等の一定の効果が見込めると医師が判断する者

補助対象経費

補聴器の購入に要する経費

※購入する前に申請が必要です。

助成額

補聴器の購入費用（基準価格）の3分の2以内

所得制限

市民税所得割額が最も多い納税者の納税額が46万円以上の世帯は助成対象外

助成対象となる補聴器の種類と基準価格

補聴器の種類	1台当たりの基準価格(円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数	自己負担額(円)	公費負担額(円)
軽・中等度難聴用ポケット型	43,200	1 補聴器本体 (電池を含む。) 2 イヤモールド (注)イヤモールドを要しない場合は、基準価格から9,000円を除く額とする	原則として5年	15,200	28,000
軽・中等度難聴用耳かけ型	52,900			17,900	35,000
高度難聴用ポケット型	43,200			15,200	28,000
高度難聴用耳かけ型	52,900			17,900	35,000
重度難聴用ポケット型	64,800			21,800	43,000
重度難聴用耳かけ型	76,300			26,300	50,000
耳あな型(レディメイド)	96,000			32,000	64,000
耳あな型(オーダーメイド)	137,000	補聴器本体 (電池を含む。)		46,000	91,000
骨導式ポケット型	70,100	1 補聴器本体 (電池を含む。) 2 骨導レシーバー 3 ヘッドバンド		24,100	46,000
骨導式眼鏡型	127,200	1 補聴器本体 (電池を含む。) 2 平面レンズ (注)平面レンズを要しない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く額とする。		43,200	84,000

申請に必要なもの

- (1) 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成申請書
- (2) 軽・中等度難聴児補聴器購入費助成意見書（医師の意見書）
- (3) 意見書の処方に基づき補聴器販売業者が作成した見積書

※購入する前に申請が必要です。

※(1)(2)については、指定様式が福祉課障害福祉係にあります。

申請後の流れ

申請

申請先：市役所福祉課障害福祉係（1階⑧番窓口）

審査・決定

福祉課で内容を審査し、書面にて助成を決定します。

決定：申請者宛に助成決定通知書、助成券を郵送します。

却下：申請者宛に却下通知書を郵送します。

※申請から決定まで1週間ほど時間を要します。

購入・支払

①決定通知書の到着後、補聴器販売業者（見積業者）から購入してください。

②購入後、申請者は業者に助成券に記載してある利用者負担額を直接支払います。その際、助成券の「受領年月日」、「受領者氏名印」及び委託者（申請者）に記入・押印のうえ、業者へ渡してください。

※業者は納入後、請求書（任意様式）及び助成券を福祉課障害福祉係に提出してください。その後、助成額を口座に支払います。

問い合わせ、申請先

〒945-8511 柏崎市中央町5番50号

柏崎市福祉保健部福祉課障害福祉係（1階⑧番窓口）

電話：0257-21-2299（直通）

